

福岡県ハング・パラグライディング連盟規約

制定 1993年12月
改正 1997年 1月
改定 2009年 1月

第1条 (名称)

本連盟は名称を福岡県ハング・パラグライディング連盟と称する。

第2条 (所在地)

本連盟の所在地は福岡県内に置く。

第3条 (目的)

本連盟は福岡県内のハング及びパラグライディングフライヤーならびにハング及びパラグライディング関係者の意志を統括代表し、日本ハンググライディング連盟(以下JHF)の指導の下に福岡県内諸団体の活動の推進と円滑化を図ると共に、各種基準ならびに諸制度の制定及び勧告を行い、福岡県のハング及びパラグライディングの健全な発展と普及を図ることを目的とする。

第4条 (代表機関)

本連盟は福岡県のハング及びパラグライディングに関する全ての統括意志の代表機関とする。

(2) 本連盟の代表者をJHFの正会員として派遣する。

第5条 (事業内容)

本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①福岡県内のハング・パラグライディングの普及及び振興。
- ②福岡県内のエリア管理指導及び諸規定の制定。
- ③各種催事の主催、共催、及び後援。
- ④福岡県内行政当局との連絡、調整。
- ⑤JHFへの各種推薦、委員会への委員派遣。
- ⑥JHF事業への協力。
- ⑦その他本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第6条 (会員)

本連盟はJHFフライヤー登録者で福岡県内在住(住民票所在地)のハングまたはパラグライディング活動を行っているものとする。

第7条 (会計)

本連盟の運営費は連盟において定める会費とその他の収入をもって充てる。

(2) 連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第8条 (役員)

本連盟に次の役員を置く。

- 理事長1名、
- 副理事長2名
- 事務局長1名
- 理事(県内の各クラブ代表者、エリア管理者、スクール代表者、教員、助教員)
理事の人数は限定しない。クラブは5名以上の団体とする
新たな理事候補者は理事会(代表者会)の過半数の賛成が必要
- 監事若干名

(2) 理事長及び監事の選出は代表者の互選により定める。

(3) 役員任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

(4) 上記役員他に名誉職若干名を置く事ができる。名誉職は第6条に関わりなく代表者会において

選任することができる。

(5) 名誉職は代表者会の求めに応じて会議の席において意見を述べることができる。

第9条 (理事の職務)

理事長は福岡県ハング・パラグライディング連盟を代表し統括する。

(2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は理事長の職務を代行する。

(3) 代表者は理事長、副理事長を補佐し、代表者会の議決に基づく業務に従事し総会の議決した事項を処理する。

第10条

(監事の業務)

監事は本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

①連盟の財産の状況を監査すること。

②理事及び各種委員会の業務執行状況を監査すること。

③財産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを代表者会及び総会に報告すること。

④前号の報告をするために必要があるときは、代表者会又は総会を招集すること。

第11条

(会議)

本連盟の会議は総会と臨時総会及び代表者会と臨時代表者会とする。

(2) 総会は第6条に規定する会員の会議とする。

(3) 会議は理事長が召集し開催する。

(4) 総会は年1回、年度始めに開催する。

(5) 総会及び臨時総会の議長は会議の都度、出席会員の互選で決める。

(6) 臨時総会及び臨時代表者会は随時理事長の召集により行うことができる。

(7) 召集は最低15日の猶予をもって通知する。ただし緊急の場合はその限りではない。

(8) 代表者会は月1回程度開催する。

(9) 会議の決定は出席者の1/2以上の合意により議決し、会議録を作成し保管する。ただし委任状を提出したものは、議長に一任する。

第12条

(委員会)

本連盟は代表者会の下に必要な委員会を置くことができる。

(2) 委員会の任命は代表者会がこれを行う。

第13条

(事務局)

本連盟に事務局を置く。

(2) 事務局には事務局長1名を置き、業務を行う。

(3) 事務局は会計、記録、通報等を業務とする。

第14条

(附則)

本規約の施行に必要な細則は代表者会の決議により定める。

(2) 規約の改正は総会によって決定する。

(3) この規約は1997年1月26日から実施する。

(4) この規約は2009年1月1日から実施する。